

交流プラザ整備事業に伴う建設発生土の受入地公募要領

1 公募の趣旨

江田島市においては、現在、交流プラザを整備しており、「(仮称)切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事」を実施しています。

本工事において発生した建設発生土について、他の公共事業に活用等するよう調整を行っていますが、事業を円滑に推進するためには、工事の効率化、コスト縮減等を考慮した建設発生土の有効利用を図る必要があります。

本工事では、民有地を受入地とし、建設発生土の有効利用と事業コストの縮減を図りたいと考えており、受入れを希望する者の公募を行うものです。

2 搬出現場

(1) 搬出場所

江田島市江田島町切串一丁目 10520 番地 1 ほか

(2) 搬出予定数量

約 7 3 1 立米

(3) 搬出条件

- ア 搬出時は公道を汚すことがないように、搬出車両に付着した土砂等を除去すること。
- イ 搬出日時の調整を行い、(仮称)切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事の工程に影響を与えないこと。

3 応募の要件

(1) 受入申込者

ア 令和 5 年 9 月中に土地造成等を予定している土地の所有者、賃借人又は事業者であること。

ただし、賃借人及び事業者の場合は、所有者の同意があるものに限る。

イ 別表 1 の項目のいずれにも該当しないものであること。

(2) 受入地

ア 江田島市内であること。

イ 埋立(盛土)土量が 100 立方メートル程度を超えるものであること。

ウ 原則、大型ダンプトラック(10 トン車)で土砂の搬入ができること。

エ 関係法令上、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であり、関係手続が完了又は搬入時まで完了する見込みであること。

4 応募期間及び方法

(1) 応募期間

令和 5 年 9 月 11 日(月)から令和 5 年 9 月 29 日(金)まで

ただし、予定数量に到達した時点で、応募を締め切ります。

(2) 必要書類

- ア 建設発生土受入申込書（別記様式1）
- イ 受入地の登記事項要約書
- ウ 受入地の位置図
- エ 隣接地所有者の同意書
- オ 受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

5 受入地の決定

申込みのあった土地については、現地立会及びヒアリングにより、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、市が埋立（盛土）に適した土地と認めた場合、受入地として決定し、その結果は、その都度申込者へ通知する。

なお、決定通知後、搬入開始前までに覚書を締結するものとする。

6 その他留意事項

- (1) 建設発生土の搬入（運搬）は、原則、市が行う。
- (2) 建設発生土搬入後の作業等は、受入者が行うこと。
- (3) 他の公共工事から建設発生土の搬入の要請があった場合、または他の受入地への搬入が明らかにコスト面で有利な場合は、希望する搬入量を保証できないこと。
- (4) 受入地に搬入路等を確保する必要がある場合は、用地買収、借地契約等の手続を受入者において確実にを行うこと。
- (5) 搬入開始前までに受入者において、周辺住民への周知を行うこと。
- (6) 建設発生土搬入後の管理については、土地所有者の責任において行うこと。
- (7) 搬入した土砂を営利目的に利用しない、受入地以外の箇所へ搬出しないこと。
- (8) 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的でないこと。

別表1 暴力団等排除措置に関する項目

1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
2 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
3 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体 <ol style="list-style-type: none">(1) 成年被後見人又は被保佐人(2) 破産者で復権を得てない者(3) 罰金以上の刑に処され、その刑の執行を終わった日又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(4) 暴力団の構成員等